

記者発表資料

～今年度実施した合同取締や広報の効果検証を踏まえ、来年度の活動へ繋げていきます～

**第4回「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を開催します。**

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）は平成28年1月29日に設立後、関係機関・団体等と連携しながら、広報を中心とした取組みを行っています。

つきましては、今年度の連絡協議会による広報の効果検証結果を共有し、現状の課題の確認および来年度の活動方針を議論することを目的として、下記のとおり「第4回連絡協議会」を開催します。

1. 開催日時  
平成28年12月21日（水） 10:00～12:00（予定）
2. 開催場所  
九段第3合同庁舎 11階 共用会議室4  
〔住所：東京都千代田区九段南1-2-1〕 ※別紙地図参照
3. 参考資料  
※別添資料1参照（会議次第、設立趣旨、規約、委員名簿）
4. 取材について
  - ・会議は報道機関を通じて公開いたします。
  - ・なお、取材は議事2）までとさせていただきます。
  - ・その他、取材に関する詳細は、別添資料2をご覧ください。

- 連絡協議会ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>
- 特車総合ツイッター：[https://twitter.com/tokusya\\_kanto](https://twitter.com/tokusya_kanto)

**発表記者クラブ**

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 神奈川県政記者クラブ  
都庁記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

**お問い合わせ先**

〔事務局〕 国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課  
課長補佐 菅原 宣治（すがわら のぶはる） 電話 048-600-1346（直通）

## < 会場案内図 >



### 会場について

- ◎会場：九段第3合同庁舎11階  
共用会議室4
- ◎住所：千代田区九段南1-2-1

### 会場へのアクセス

- ◎東京メトロ半蔵門線・東西線 九段下駅  
〔4、6番出口〕・・・徒歩5分
  - ◎都営新宿線 九段下駅  
〔4、6番出口〕・・・徒歩5分
- ※ご来場の際は公共の交通機関をご利用ください。

## 第4回

# 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

日時:平成28年12月21日(水)

10:00~12:00(予定)

場所:九段第3合同庁舎11F

共用会議室4

### <会議次第(案)>

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
  - 1) 第3回連絡協議会議事結果等の確認
  - 2) 広報集中期間における取組み報告
  - 3) 広報効果の検証結果について
  - 4) 大型車両を取り巻く課題への対応
  - 5) 平成29年度の連絡協議会の進め方(案)
4. その他
5. 閉会

## 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」について

### 1. 設立趣旨

昭和30年代を中心とした高度経済成長期に一斉に建設された道路ストックが高齢化し、建設後50年を経過する割合が増加する中、今後さらに道路構造物の老朽化が進みます。平成24年には中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板崩落事故が発生し、9名の尊い命が犠牲となる大事故が発生しました。これを契機に道路構造物の高齢化の現状に警鐘が鳴らされ、道路インフラ全体の危機として認識が改められました。

道路の老朽化問題を受け、適切な道路の維持管理及び修繕を行っていくとともに、いかに既存の道路ストックを守り、長寿命化させていくか検討する必要があります。

その中で、道路の劣化に対し大きな影響を与えるとされる重量を違法に超過した大型車両への抜本的な対策が重要視されています。道路構造物の保全および交通の安全を確保するために、道路法第47条第1項に基づく一般的制限値を超える車両（以下、「特殊車両」という）については、道路管理者による許可制度（特殊車両通行許可制度）が設けられています。しかしながら、制度を無視した悪質な無許可車両による走行が後を絶たないことから、平成26年5月9日に発表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に示された「基準の2倍以上の重量超過違反車両の即告発」という制度が翌年2月23日から運用されています。

大型車両の適正かつ安全な走行実現のために道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、情報共有や意見交換を行って、こうした現状を改善するためには、運送事業者や荷主をはじめ、ひいては社会一般まで特殊車両通行許可制度を浸透させていくことが重要です。また、従来の個々の取組みを融合・発展させて、広報を中心としたより良い取組みを継続することも重要です。

このため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的として、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立するものです。なお、本連絡協議会は特殊車両の通行需要が非常に高い東京都、神奈川県、千葉県の1都2県（全国の特種車両通行許可申請件数の約15%を占める）を管轄する関係組織によって構成します。

## 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、各組織で取り組んでいる内容を踏襲し、従来とは異なる手法も取り入れながら取り組みを展開するため、大型車両の走行の安全性や重量違反車両の取締に関する知見について、情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、関東地方整備局 地域道路調整官が務め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成28年1月29日から施行する。

# 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会委員 名簿

(順不同)

## ○関係企業団体

- ・ 一般社団法人 千葉県トラック協会
- ・ 一般社団法人 東京都トラック協会
- ・ 一般社団法人 神奈川県トラック協会
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 千葉支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 東京支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 神奈川支部

## ○関係行政機関

- ・ 警視庁 交通部
- ・ 千葉県警察本部 交通部
- ・ 神奈川県警察本部 交通部
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車交通部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車監査指導部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部

## ○道路管理者

- ・ 国土交通省 関東地方整備局 道路部
- ・ 千葉県 県土整備部
- ・ 東京都 建設局 道路管理部
- ・ 神奈川県 県土整備局 道路部
- ・ 千葉市 建設局 土木部
- ・ 川崎市 建設緑政局 道路管理部
- ・ 横浜市 道路局 道路部
- ・ 相模原市 都市建設局 道路部
- ・ 東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 八王子支社 保全・サービス事業部
- ・ 首都高速道路株式会社 保全・交通部

＜報道関係者の方へ＞

## 第4回大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会の開催について

標記協議会について、下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 開催日時

平成28年12月21日(水) 10:00～12:00(予定)

#### 2. 開催場所

九段第3合同庁舎11階 共用会議室4

住所:東京都千代田区九段南1-2-1

最寄駅:東京メトロ半蔵門線・東西線、都営地下鉄新宿線「九段下駅」

※詳細は別添地図を参照ください。

#### 3. 会議の公開

- 会議は、報道機関を通じて公開いたします。
- カメラ撮り等は、公開後の議事2)までとさせていただきます。

#### 4. 報道関係者の受付

- 受付日時 平成28年12月21日(水) 9:30～10:00まで
- 受付場所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室4入口前
- 事前の登録は不要です。
- 当日、受付にて必要事項を記入後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。
- なお、受付にて会議資料及び「受付証」をお渡ししますので、着用をお願いします。お帰りの際は受付へ返却下さい。
- 会場には、報道関係者用の席を設ける予定です。(スペースが限られているため、机や椅子が不足する場合があります。あらかじめご了承ください。)

#### 5. 取材に当たっての注意事項

取材に当たっては、以下の注意事項をご確認いただき、遵守へのご協力をお願いします。

- 当日、建物は他の団体も使用していますので、他団体の迷惑にならないようご協力をお願いします。
- 報道関係者傍聴席での座席取りはご遠慮下さい。また、1つの社で多数の席を占有することのないようご協力をお願いします。
- 事務局の指定した場所以外での撮影や取材はご遠慮下さい。
- 傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。
- 取材に必要な電源は、各社(各自)にてご用意下さい。
- 携帯電話、スマートフォンはマナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- 会場では、着席のうえ、静粛に傍聴して下さい。
- 事故防止の観点から、取材に当たっては節度ある行動をお願いします。
- 手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いします。
- 会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従って下さい。